

22. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (消防員装具及び火災制御図関連)

1. はじめに

平成 11 年 7 月 1 日付達第 27 号（英文は達第 34 号）により鋼船規則検査要領 R 編の消防員装具及び火災制御図に関する規定が改正された。本改正は、平成 11 年 7 月 1 日付けにて施行されている。以下、改正された内容について解説する。

2. 改正の背景

SOLAS 条約 II-2 章の規定のうち、曖昧な表現の規定について数年にわたり IMO において審議され、規定の見直し及びその取扱いを定め、IMO/MSC Circ.847 として 1998 年 6 月に開催された MSC で採択された。それに従って、鋼船規則 R 編 5 章 5.1.18 消防員装具及び 5.1.20 火災制御図について見直した。

3. 改正の内容

IMO/MSC Circ.847 の条文解釈に倣って、以下のように規定を加えた。

(1) 火災制御図

タンカー等において、貨物タンクに面する船楼及び甲板室の外部周壁は、貨物エリアに面する部分及び前面から後方へ 3m の間の部分に、「A-60」級の防壁が施されていることが要求されていることから、火災制御図の設置場所は、それ以外の船楼及び甲板室外部とすることとした。

(2) 消防員装具

- (a) 自蔵式呼吸具の予備について、充填器を備える場合には、予備を 1 個にすることができる規定を追加した。
- (b) 命綱の性能（強度及び長さ）に関する規定を追加した。

23. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (危険物を運送する船舶に対する特別要件の適用関連)

1. はじめに

1999 年 12 月 27 日付達第 54 号（外国籍船舶）により、鋼船規則 R 編の危険物を運送する船舶に対する特別要件の適用に関する要件が一部改正された。以下、改正された規則について解説する。

2. 改正の背景

危険物を運送する船舶に対する特別要件の適用に係る鋼船規則検査要領 R 編中の編集上の誤りを改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則検査要領 R1.1.1-2(5)中の参照先に関する編集上の誤りを改めた。

24. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (非常用消火ポンプの保護要件関連)

1. はじめに

1999 年 12 月 27 日付達第 54 号（外国籍船用）及び 2000 年 3 月 21 日付達第 5 号（日本籍船用）により、鋼船規則検査要領 R 編の一部が改正され、非常用消火ポンプの保護要件について改められた。以下、改正された規則について解説する。

2. 改正の背景

SOLAS 条約 II-2 章第 4 規則 2.7 では、機関区域と非常用消火ポンプ及びその動力源のある区域との直接交通は原則

として禁止しているが、実行不可能な場合に限り、それぞれが自動閉鎖する 2 つの戸によるエアロック又は遠隔操作できる水密戸による直接交通を認めている。また、1992 年の SOLAS 改正により、非常用消火ポンプのある区域と A 類機関区域は、原則として隣接を禁じ、実行不可能な場合、その境界は「A-60」級仕切りにより防熱することとなった。

このような状況で、1998 年に制定された MSC/Circ.847 (Interpretations of Vague Expression and Other Vague wording in SOLAS Chapter II-2) の条文解釈中ではエアロックの構造について、機関区域側の戸は、「A-60」級の防火

戸としなければならない旨の要件が定められており、現行鋼船規則検査要領 R 編 1.2.1-1.に定める同構造の要件より厳しいものになっていた。

最近、MSC/Circ.847 のエアロック構造に関する要件を根拠にして、PSC で摘発される船舶がでてきているため、これに対応するための改正を行った。

3. 改正の内容

- (1) 機関区域と非常用消火ポンプ及びその動力のある区域との間の通路をエアロックスペースとする場合の機関区域

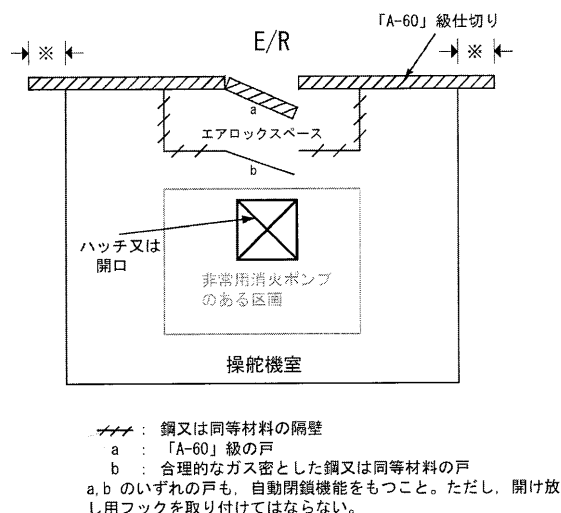
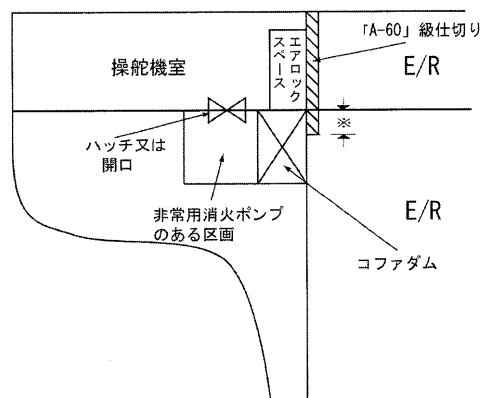


图 1

25. 鋼船規則 B 編及び V 編並びに同検査要領 B 編及び C 編, 安全設備規則, 国際条約による証書に関する規則, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領、無線設備規則及び同検査要領における改正点の解説 (74SOLAS 及び 66ILLC の 88 議定書関連)

1. はじめに

1999 年 12 月 27 日付規則第 59 号（外国籍船舶）及び 2000 年 1 月 31 日付規則第 1 号（日本籍船舶）並びに 1999 年 12 月 27 日付達第 54 号（外国籍船舶）及び 2000 年 1 月 31 日付達第 4 号（日本籍船舶）により、船級検査等に係る以下の鋼船規則及び同検査要領等が一部改正された。以下、改正された規則等について解説する。

- (1) 鋼船規則 B 編及び同検査要領
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領
- (3) 安全設備規則
- (4) 無線設備規則及び同検査要領
- (5) 国際条約による証書に関する規則
- (6) 鋼船規則 V 編及び鋼船規則検査要領 C 編

2. 改正の背景

1999年2月3日、IMOにおいて「検査と証書の調和システム (*the Harmonized System of Survey and Certification* = *HSSC*)」に関する下記議定書及び決議の発効要件が満たされ、2000年2月3日から同議定書等が発効した。

- (1) *Protocol of 1988 relating to the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974*
- (2) *Protocol of 1988 relating to the International Convention on Load Lines, 1966*
- (3) *Implementation of the harmonized system of survey and certification under MARPOL 73/78, the IBC Code, the BCH Code and the IGC Code*
 - (a) *Amendments to the IBC Code (MEPC.40(29) and MSC.16(58))*
 - (b) *Amendments to the IGC Code (MSC.17(58))*
 - (c) *Amendments to Annexes I and II of MARPOL 73/78*